

### 第3回豊田市商業委員会会議録

【日 時】 平成18年1月17日(火) 午後1時30分～4時20分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 53会議室

【出席者】

委員

加藤 勇夫〔愛知学院大学商学部教授〕  
河木 照雄〔豊田商工会議所副会頭〕  
杉戸 厚吉〔社団法人地域問題研究所計画部長〕  
新田 都子〔豊田市消費者グループ連絡会会長〕  
松井 栄子〔足助観光協会〕

事務局

伊藤喜代司〔豊田市産業部部長〕  
林 祐一〔豊田市産業部専門監〕  
鈴木 辰吉〔豊田市産業部商業観光課課長〕  
小副川辰夫〔豊田市産業部商業観光課主幹〕  
兼子 雅彦〔豊田市産業部商業観光課係長〕  
塚田 知宏〔豊田市産業部商業観光課主査〕

傍聴者

なし

【次第】

- 1 開会
- 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
- 3 委員長あいさつ
- 4 審議事項
  - (1) 豊田市中心小企業団体等事業費補助金交付要綱の改正について
  - (2) 商業・サービス機能誘致奨励金対象事業者について  
ホテルトヨタキャッスル  
豊田プレステージホテル
- 5 報告事項
  - (1) 商業活性化推進交付金の進捗状況について
  - (2) 事業評価制度について
- 6 閉会

## 【会議録（要約表記）】

### 1 開会

事務局より、第3回豊田市商業振興委員会の開会の宣言が行われた。

### 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて

事務局より、資料の確認、傍聴人数、審議スケジュールについて説明が行われた。

### 3 委員長あいさつ

加藤勇夫委員長から、あいさつが行われた。

### 4 審議事項

#### (1) 豊田市中心小企業団体等事業費補助金交付要綱の改正について

事務局より、資料1「豊田市中心小企業団体等事業費補助金交付要綱の改正について」に基づき説明があり、審議の結果、委員会として認めることとなった。

#### 【主な質疑応答】

**委員** 豊田市中心小企業団体等事業費補助金交付要綱はいつ制定されたか。また要綱改正箇所は。

**事務局** 要綱の制定は昭和53年4月1日です。改正箇所は、要綱（案）条文が赤字で示してあるが、平成18年4月1日から施行する。

**委員** 要綱改正は、昨年度豊田市新商業振興施策検討委員会から示された「がんばる商店街応援プラン」と連動性があるか。

**事務局** コミュニティビジネス事業が具現化されると、昨年委員会より12事業の提言を受けたうち11施策が事業化できる。あと1施策の繁盛店創出支援事業はいろいろ難しい課題はあるが、18年度に事業検討予算を措置し事業実現に向けてすすめていく。

**委員** コミュニティビジネス支援事業の説明で、空き店舗活用支援制度の活用事例がないとのことであるが、コミュニティビジネス支援事業と空き店舗活用支援制度の違いは何か。

**事務局** 空き店舗活用支援制度は、商店街活性化計画に基づき商店街が空き店舗を借り受け事業展開するために支援するものであり、コミュニティビジネス支援事業は直接実施団体に支援するものである。

**委員** コミュニティビジネスの定義は非常に難しいが、IT関係企業が支援を求めた場合に対象になるか。

**事務局** 事業が商業活性化に資すると判断されれば、支援の対象となる。

**委員** コミュニティビジネスは、スモールビジネスとの線引きや地域限定、地域主体にこだわるかどうかには難しさがある。

**委員** IT企業があるから人が集まるわけでもない。商業の活性化に飲食店や交通関係はいいと思うが、情報サービスを支援対象にするのはどうか。

**事務局** 参考事例のNPO法人「生き生きネットワークてとろ」は、介護部門で地域ビジネスを実施したいとのことであったが、商店街との話し合いで商店街活性化のため、駄菓子屋やサロンも行っている。

コミュニティビジネスの支援団体等の認定に当たっては、事前に商業振興委員会で意見を聴取させていただくとともに対象業種は、制度実施前までに整理したい。

**委員** 空き店舗対策は必要だ。空き店舗が増えると防犯上の問題も生じる。

**委員** コミュニティビジネス支援制度はありがたい。デリバリや電動カートの貸し出しなど高齢者に優しいシステムを構築できるようになる。

**委員** 事業者が自助努力もせず、補助をもらうための制度にはしないほしい。

**事務局** コミュニティビジネス支援事業は、国でもメニュー化されていない。地域密着型で地域課題を解決していくためNPO法人等を活用して、介護等これからの高齢化、少子化や地域コミュニティを活性化していくための有益な事業にしていく。

**事務局** (チャレンジショップ、e オフィースの説明)

**委員** 大須商店街では、棚を貸して商品を陳列し商売をしているケースもある。チャレンジショップを卒業して新たに出店した実績は。

**事務局** 中心市街地で2店舗出店した。来月にはもう1店舗出店する予定である。

**委員** コミュニティビジネスの支援基準として地域に役立つという考え方もあるが、商店街の活性化をすすめるのであれば、集客にどれだけ貢献したかという基準もある。集客目標を設定し、その達成状況を評価し支援の継続・中止を決定する方法だ。

**委員** コミュニティビジネス支援制度は、公表し募集するのか。

**事務局** そのとおり。

**委員** 賃借料は、3年間補助するのか。

**事務局** そのとおり。

**委員** 補助の成果を出すためには、1年目から事業評価して言うべきことは言わなければならない。

**事務局** 補助採択時に計画書を提出させ審査する。

**委員** 戦略的中小企業等活性化支援事業費補助金について、国の補助率50%の20%が市の交付対象か。

**事務局** 国の補助対象経費の50%。

**委員** 県の補助金はないのか。

**事務局** 18年度の予算化をすすめていると聞いている。

**委員** 国で補助採択されないときは、市も補助採択しないのか。

**事務局** そのとおり。

**委員** 商店街活性化計画支援事業補助金の限度額の変更についてであるが、補助限度額100万円では効果が発揮できないのか。

**事務局** 今年度は補助限度額 100 万円で桜町本通り商店街振興組合が、モデル的に商店街活性化計画を策定した。広いエリアの商店街では、基礎調査にも多額の費用が必要となり、商店街規模等に応じて補助していきたい。

**委員** 足助等合併旧町村には、まとまった商店が少ないが、商店街活性化計画のエリアはどのように決定するのか。

**事務局** 足助地区には発展会があり、発展会単位で商店街活性化計画を策定することができる。また、商工会単位でも策定は可能である。

**委員** 補助金申請基準の変更についてであるが、補助対象経費が 30 万円未満でも事業対象となるのか。

**事務局** そのとおり。事業内容を審査するのに金額の制限は必要ないため、金額の下制限を撤廃するものである。

**委員** 補助対象者は、実行委員会か。

**事務局** 商店街等です。(補助金交付要綱別表で説明)

**委員** 基準変更の制度はいいと思う。商店街事業として行うイベントを、まちづくり団体が実施するケースがあるが、商店街は積極的に協力しないことが多い。イベントを行うのに 30 万円は十分な金額であり、任意グループが行う集客イベントも対象事業者にすることも今後検討したらどうか。

**事務局** 交付要綱では、補助金交付団体として任意団体は想定していない。地域づくりとして「わくわく事業」が創設され、自治区等が取り組んでいる。

## (2) 商業・サービス機能誘致奨励金対象事業者について

事務局より、資料 2「商業・サービス機能誘致奨励金交付対象事業者審議書(ホテルトヨタキャッスル)」及び資料 3「商業・サービス機能誘致奨励金交付対象事業者審議書(豊田プレステージホテル)」の説明があり、審議の結果、委員会として認めることとなった。

### 【主な質疑応答】

**委員** 市内ではホテルトヨタキャッスルが一番大きなホテルか。

**事務局** 豊田駅前には、名鉄トヨタホテルがある。

**委員** ホテルトヨタキャッスルと豊田プレステージホテルの相違は。

**事務局** ホテルトヨタキャッスルはシティホテル、豊田プレステージホテルはビジネスホテルに大別される。

**委員** 新たに 2 つのホテルが立地して成り立つのか。

**事務局** 現在、平日の宿泊稼働率が高く、ホテルは不足状態にある。

**委員** ホテルの稼働率が高いのはなぜか。

**委員** ビジネスマンの利用が多く、急な宿泊では断られることが多い。

**事務局** 名鉄トヨタホテルは、8 割以上が長期滞在の外国人であり、ホテルトヨタキャッスルも同様な傾向になると考えている。名鉄トヨタホテルは宴会による稼働率は低く、ホテルトヨタキャッスルの進出によっ

て、ホテル間競争はより激しくなるが、オーバーホテルとは思っていない。豊田プレステージホテルは、もっぱら宿泊施設であり、需要もある。

## 5 報告事項

### (1) 商業活性化推進交付金の進捗状況について

TMO豊田まちづくり株式会社深津取締役より、資料4「商業活性化推進交付金に係るまちづくり事業の進捗状況(事業内容)」に基づき報告した。

#### 【主な質疑応答】

**委員** テナントミックス事業でヤングからミセスに転換しているとの説明であったが、ヤング層の取り込みは難しいのか

**TMO** 土岐市のアウトレットや名古屋市の名港イタリア館へは、高速道路を利用して30分程度でいくことができるため、ヤング層の取り込みが難しくなっている。市内百貨店は、母親、子供、孫の三世代の来店が増えており、その方たちが満足できるような取り組みをしている。

**委員** 確かに三世代での買い物客が多くなっている。

**委員** 若者層が少ないのは、テナントが弱いからか。

**TMO** 商品の差別化がなされていないことに要因がある。

**委員** 若者層がファッションを求めて流出していることについて、購買調査はしているのか。

**TMO** 豊田市から委託を受けて、居住調査を実施している。南部、西部の市民は三好町のIモールへ流出している。

**事務局** 全国を見ても、それぞれの大型店が販売戦略をさらけ出して一緒に考えるシステムはないと思っている。商業活性化交付金をうまく使ってユニークな仕掛けをしてほしい。成果を期待している。

**委員** 消費者グループには60歳代の年齢層が多いが、ぶらぶらしながら買い物が楽しめる店がないとの話をよく聞く。

**委員** マーチャンダイジングがなされていないことが問題だ。個店それぞれがマーチャンダイジングを考え、どこの店で何を売っているのか情報発信をしなければならない。広告を打ったりダイレクトメールを出したりして顧客へは情報発信から始めていこうと商店街連盟等で話し合いがすすめられている。顧客は商店街で買い物をするわけではなく、個店で買い物をするものであり、商業者も考えていこうとしている。その手法として、一店一逸運動を取り入れ、マーチャンダイジングの本質をTMOと一緒に学んでいこうとしている。

**委員** 今後は高齢化社会がより進んでくるが、買い物も大きな社会問題となってくる。買い物をするための公共巡回バスも必要となるだろう。

**委員** 3年計画のまちづくり計画の見通しはどうか。

**TMO** 3年計画で、事業実現の目的を立てたいと考えている。来街者を増やすため、マーチャンダイジングに取り組む。

- 委員 良い商品を揃えれば客はくるのか。
- TMO 消費者が望むものを揃えなければならない。
- 委員 商品プラスアルファが必要だ。それは、設備、接客サービス、品揃え等であり、それを客に知らせなければならない。チラシだけでなくいろいろな情報提供も必要となる。
- 委員 魅力づくりのひとつに空間利用もある。名古屋高島屋が集客できているのは、空間利用がうまいと言われている。どういう魅力を創りだしていくかについては、研究の余地がある。
- TMO いろいろな媒体を使って魅力づくりを図っていく。
- 委員 豊田駅前には、地元のおみやげがない。
- 委員 豊田市は工業都市だが、工業特化している都市ほど商業が遅れている。税収入は豊かだが商業に活力がない。商業の活性化なくしては生活の魅力がないことから、昨年より商業活性化に取り組んでいる。いろいろな手法をつかってでも名物をつくっていかなければならない。
- 事務局 豊田商工会議所が、万博もふまえ、おかしのコンテストを実施し、みやげ推奨品として売り出した。
- 委員 それは承知しているが、ひとつの場所では買えない。
- 事務局 40万人都市の豊田市は、外国人も多く来街している。インフォメーション機能やみやげ物も手に入る機能も用意しなければならない。今は、交通政策機能の「みちなびとよた」しかないが、今後いろいろな機能を持つまちづくりに取り組んでいかなければならない。
- 委員 来街者調査をしながら、40万都市の顔作りをすすめてほしい。

## (2) 事業評価制度について

事務局より、資料5「補助事業評価制度について」に基づき報告した。

### 【主な質疑応答】

- 委員 補助事業のチェック機能を高める事業評価制度は良いことである。商店街活性化計画が策定されていない商店街等もこの制度の対象となるのか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 商店街活性化計画は今後策定されていくのか。
- 事務局 本年度、商店街活性化計画を策定するよう各団体に誘導してきたが、年間1事業しか実施しない団体もあり、成熟度に差異がある。
- 委員 発展会もこの制度の対象となるのか。
- 事務局 そのとおり
- 委員 評価はA B Cの3段階評価でなく、点数制の方が良いのではないか。
- 事務局 基準を定めることはできるが、評価を点数で表すことは情報公開を踏まえると非常に難しい。
- 委員 全体評価をあまくするような事業評価制度はやらないほうが良い。
- 事務局 評価をあまくすることは考えていない。

**委員** 単独の事業であれば評価はしやすいが、複数の事業の場合、相互のつながりによる相乗効果も考慮し総合評価する必要がある。事業実施する商店街等の主催者意欲も評価したほうが良い。

**委員** 通知表と同様に段階評価にあわせコメントを付け加える方法もよいのではないか。A B Cの3段階評価であっても、C評価しなければ評価する意味はない。

**事務局** 客観性を保つため、チェック項目を細分化したい。補助金は自立するための一時的な支援であることも踏まえ、事業評価制度を確立していく。